

## 矢巾町における中学生の自殺事案に関する対応について

## 1 関係機関におけるこれまでの主な対応

※以下次のように表記する。「亡くなった生徒の父親」:父親 「いじめを苦に2011年に自殺した大津市の中学生の父親」:大津市A氏

月 日	当該校	矢巾町・矢巾町教育委員会	県教育委員会	その他
7月5日(日)	・ 事案発生 (19:35) 警察から第一報 (22:03)	・ 当該校から第一報 (22:10)	・ 盛岡教育事務所から第一報 (23:46)	
6日(月)	・ いじめ防止対策推進法に基づき重大事態として「いじめ問題調査委員会」を設置 ・ 全校集会で生徒へ説明 (15:00)	・ 当該校へ指導主事1人を派遣 (~7月末) ・ 校長・学年長・担任から聞き取り ・ 総合教育会議開催	・ 町教委からの要請を受け、指導主事2~4人、スクールカウンセラー2人を派遣 (~7月末) ・ 町教委からの相談対応 (~7月末)	
7日(火)	・ 全校生徒に対する調査開始(7次-ト、聞き取り) ・ 保護者説明会開催 (19:00~21:00) 360名参加		・ 教育委員会協議会において、事案発生の報告及び県教委としての今後の対応を協議	
8日(水)	・ 生徒に対する聞き取り調査 (~7月17日)	・ 臨時教育委員会議開催		
9日(木)	・ 教職員に対する調査開始 (~7月23日)			
10日(金)	・ 生活記録ノートの写を紫波警察署から入手	・ 文科省担当職員との面談(教育長・校長対応) ・ 記者会見開催 (14:00、教育長対応)	・ 文科省担当職員の矢巾町訪問に同行 ・ 市町村教委・県立学校に対し通知文書を発出 「児童生徒の生命を守るための対策の強化について」	・ 父親が紫波署にいじめ調査を依頼
11日(土)			・ 当該校及び矢巾町教委へ電話対応のために指導主事等を派遣 (~7月末)	
13日(月)	・ 父親及び全国いじめ被害者の会代表が申し入れ	・ 記者会見開催 (16:00、教育長・校長対応)	・ 父親及び全国いじめ被害者の会代表が申し入れ	
14日(火)		・ 父親及び全国いじめ被害者の会代表が教育長に申し入れ	・ 総合教育会議 (臨時会) 開催	
17日(金)		・ 父親及び大津市A氏が教育長に要望		
18日(土)		・ いじめ問題対策連絡協議会開催		
19日(日)		・ 父親及び大津市A氏が町長に要望		
21日(火)			・ 定例教育委員会議 ・ 当該校に、児童相談所から臨床心理士を派遣 (~7月23日)	
23日(木)			・ 知事、委員長連名のメッセージを発出	
24日(金)	・ 終業式 ・ 紫波署及び県警による生徒への聞き取り			
26日(日)	・ 父親に調査結果を報告[大津市A氏同席] (10:00~13:20) ・ 保護者説明会開催 (17:00~19:15) 370名参加	・ 父親及び大津市A氏が町長に面会 ・ 臨時教育委員会議開催 ・ 議会「いじめ対策調査特別委員会」開催 ・ 記者会見 (20:00~22:50)		・ 父親が県警本部に告訴状を提出 (県警本部受理)
8月3日(月)			・ 臨時校長研修会開催 (~8月7日) 県内8会場 ・ 教育委員協議会にて、7月21日以降の状況を確認	
4日(火)	・ 学級担任が父親と面会 (14:00~16:00)			
5日(水)		・ 父親、大津市A氏が来庁 第三者委員会設置に係る協議を行う 人選は、学識経験者・弁護士・精神科医について、遺族側、町教委側でそれぞれ推薦		
12日(水)		・ 議会にて、第三者委員会に係る条例と補正予算を可決 ・ 第三者委員会委員の推薦を県教委に依頼	・ 矢巾町教委からの要請を受け、県医師会、県弁護士会、岩手大学に依頼文書を送付	
28日(金)	・ いじめ撲滅の全校集会開催			

&lt;いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号(重大事態の判断基準)&gt;

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

## 2 当該校および矢巾町・矢巾町教育委員会の状況

① 生徒・保護者 教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>大きな衝撃を受け、大変心を痛めていた。保護者の中には、子どもを取り巻く環境への不安や心配をする者もいた。→2学期以降は落ち着いている</li> <li>報道関係者への取材対応や終日に渡る全国からの電話対応等により、校内が大変錯綜した。→2学期以降は落ち着いている</li> <li>インターネット上の様々な投稿により、生徒、保護者、教職員への影響は大変大きなものになった。→2学期以降は落ち着いている</li> <li>1学期末に、3年生の生徒有志から「いじめ撲滅等に向けた全校集会」の開催の要望が出た。→8月28日開催</li> <li>上記集会を受け、生徒会として検討を重ね、12月2日に開催した生徒総会において、いじめ撲滅に向けた新たな合言葉「『ありがとう』で広がる笑顔」と思いやり」を発表した。</li> </ul>
② 矢巾町および 矢巾町教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>6人の委員により、矢巾町いじめ問題対策委員会（第三者調査委員会）を設置し、9月7日に第1回委員会を開催</li> <li>1月末現在で10回の委員会を開催</li> </ul>

## 3 県教育委員会の対応

基本的な考え方：本事業への対応については、亡くなった男子生徒の命の尊厳を起点にしつつ、同様の事案の再発防止に向けてできる限りの対応策を講ずる。

### (1) 全県への対応について（7月14日に開催された総合教育会議の協議結果を受けての取組を含む）

項 目	内 容
① 知事・教育委員長連名のメッセージ発出 【資料2-2左】	<ul style="list-style-type: none"> <li>7月23日付け 生命や人権の尊重を内容とするもの（小低学年、小高学年、中学・高校用の3種類を作成）</li> </ul>
② 「学校いじめ防止基本方針」の実態調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校で策定済のいじめ防止基本方針の実効性を高めることを目的とする調査</li> <li>7月31日付け通知、8月中取りまとめ、9月15日公表</li> </ul>
③ 教員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内8会場にて臨時校長等研修会の実施（8月3日～8月7日）</li> <li>「滝沢市教育委員会第三者調査委員会報告書」及び「矢巾町立中学校で発生した重大事態に係る学校調査の結果（概要）」の配付、説明</li> </ul>
④ 平成26年度「いじめ認知件数」の再調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>文部科学省による平成26年度問題行動等調査の「いじめ認知件数」に関する再調査（8月17日付け通知）</li> <li>再調査結果：県内の認知件数の合計 1,774件（前年度比937件増）</li> </ul>
⑤ 「いじめ防止対策に係る条例」の制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）に定める地方公共団体が設置する組織（10月28日施行）</li> <li>○岩手県いじめ問題対策連絡協議会条例 ○[県条例第72号]岩手県いじめ問題対策委員会条例</li> <li>○岩手県いじめ再調査委員会条例</li> </ul>
⑥ 「いわて教育の日」10周年記念行事における宣言 【資料2-2右】	<ul style="list-style-type: none"> <li>11月26日「いわて教育の日」のつどいにおいて、「子どもたちの命を守り、いじめを許さない社会をつくる宣言」の決議</li> </ul>
⑦ 啓発用ポスターの作成、配付 【資料3】	<ul style="list-style-type: none"> <li>生命の尊重、いじめ防止を内容とするもの（小低学年、小高学年、中学・高校用の3種類を作成）</li> <li>県内の公立、国立、私立の小・中・高・特別支援学校の全クラスへの配付 → 12月11日に配付済</li> </ul>
⑧ 岩手県いじめ問題対策連絡協議会の開催 [12月2日]	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内のいじめの状況と課題、矢巾町の重大事案に関する対応等についての情報共有及び各委員から意見や関係機関の取組の紹介等</li> </ul>
⑨ 岩手県いじめ問題対策委員会の開催 [1月26日]	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律、医療等専門的な知識を有する委員による第三者調査委員会の常設</li> <li>いじめ防止対策に係る取組に対する助言等</li> </ul>

### (2) 今後の対応について

項 目	内 容
① 「学校いじめ防止基本方針」の実態調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>今年度末に、平成27年度の取組状況について実態調査を実施予定</li> </ul>
② 教員研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後行われる校長研修、授業力向上研修、基本研修、選択研修等における「いじめ防止」に係る内容の充実</li> </ul>
③ 学校訪問指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校で発生しているいじめ問題等に関わる相談、対応のために、指導主事等が学校訪問を行う</li> </ul>

(知事・委員長メッセージ 中学校・高等学校用)

### 中学生、高校生の皆さんへ

私たちは、東日本大震災津波の経験から、改めて命の尊さや他の人たちとのつながりの大切さを学びました。私たちひとりひとりには、たくさんの人たちに支えられています。そして、あなた自身も誰かを支えています。私たちは、助け合い、協力し合って生きていきます。

あなたは、まわりの人たちにとって、なくてはならない存在です。あなたは、みんなの宝物です。そして、岩手の宝物です。あなたの未来は、岩手の未来であり、岩手の希望です。

命を大切にしてください。あなたの命は、かけがえのないものです。そして、友だちの命もかけがえのないものです。

その大切な命を、いじめや暴力で傷つけることは、人間として絶対に許されなないことです。私たちが命を授かったのは、自分の命や相手の命を傷つけるためではありません。

もし、あなたが、友だちの嫌がることをしていたら、すぐにやめてください。自分の胸に手を当てて、深く感じてください。友だちが苦しんでいるのに、あなたが幸せな気持ちになれるでしょうか。

誰かが友だちの命や心を傷つけることをしていたら、その人に「してはいけない」ときっぱり言います。たとえ言えなくても、そのことをまわりの大人に相談することは、大切な命を守るための勇気ある行動です。

今いじめを受けていたり、悩みごとや心配なことがあったりするときには、ひとりで苦しまないで、誰かに相談してください。あなたはひとりではありません。あなたのことを思ってくれている人が必ずいます。

あなたには、安全で安心な環境の中で、自分の目標に向かって、生き生きと生活する権利があります。私たち大人も、そのような環境をつくるために力を尽くします。あなたも一日一日を大切に、自分ができることを考え、行動しましょう。

平成 27 年 7 月 23 日

岩手県知事 達増 拓也  
岩手県教育委員会委員長 八重樫 勝

(平成 27 年度「いわて教育の日」のつどいにおける宣言)

### 「子どもたちの命を守り、いじめを許さない社会をつくる宣言」

子どもたちの命は、かけがえのないものです。子どもたちの命が、いじめによって傷つけられることは、重大な人権侵害であり、決して許されなないことです。子どもたちには、いじめのない安全で安心な学校や、家庭、地域社会のなかで、遊び、友だちと過ごす大切な時間が保障されなければなりません。

しかし、いじめは、すべての学校、すべての子どもたちに起こる可能性があります。岩手の宝である子どもたちが、いじめにより、人を傷つけたり、人に傷つけられたりすることで、夢や希望を失い、自ら命を傷つけるようなことは、決してあってはなりません。

この岩手のすべての人々が、いじめを自分たちの問題としてとらえることが必要です。岩手の子どもたちの心の中に、自他の命を尊重する優しさを育てるため、今こそ、子どもたちと大人たちが力を合わせる時です。

子どもたちの命を守り、いじめを許さない社会をつくるために、「いわて教育の日」制定の 10 周年にあたり、私たちは宣言します。

- 自他の命の大切さを伝え続け、かけがえのない命を守ります。
- 一人一人の良さを互いに認め、他者を思いやる心を育みます。
- 辛く苦しんでいる人に声をかけ、思いを深く受け止めます。
- 嫌がることをしてはいけなときっぱり言う強い心を持ちます。
- いじめられた子ども心とからだを、みんなの力で守りぬきます。
- いじめをした子どもには、二度と同じ過ちを繰り返させません。
- 子どもは正しい行動をする勇気を持ち、大人は模範となる行動をします。

平成 27 年 11 月 26 日

生命の尊重といじめ防止等のポスター

小学校低学年（1～3年）向け

みんなだれかの だいじないのち



だれかの 顔も口も笑ったり  
 ひやがして からかったり  
 誰も悪く ぶざましくしたり  
 なかまは だれにしたら  
 あなたが だれか  
 ほかの人にも いやなこと  
 あなたが だれかを ぶざましくしたり  
 かわいがる だれか  
 一人ぼっちの人を いたづら  
 みんなで なかまに入れてあげよう  
 こまごま だれか  
 やさしく 話しかけてみよう  
 だれかを ぶざましくしたり  
 だれかにも やさしく話しかけて  
 「ごめんね、おごめんね」  
 みんなで だれか  
 みんなで だれか

いじめをなくそう、  
いのちを守ろう。

24時間子供SOSダイヤル(いじめ相談電話)  
電話: **019-623-7830**  
メール相談: [fureai@pref.iwate.jp](mailto:fureai@pref.iwate.jp)  
アドレス: [fureai.pref.iwate.jp](http://fureai.pref.iwate.jp)  
ふれあい電話(平日9:00～17:00)  
電話: **0198-27-2331**

生命の尊重といじめ防止等のポスター  
岩手県・岩手県教育委員会

小学校高学年（4～6年）向け

一人ひとりの大切な「いのち」



自分では 小さなことでも  
 相手には つらくて苦しいいじめが、おそろしく  
 おもしろいおそろしいいじめが、おそろしく  
 物をかきつけて悪口が、おそろしく  
 ほんの少しの悪口が、おそろしく  
 ただのひとりの「つらい」が、全員で仲間はずれに  
 嫌みは 小さなことでも  
 一人ぼっちの悪口が、おそろしく  
 かわいがる人が だれも動いてくれない  
 かわいがる人に 悪口をいわせて  
 自分のおそろしい 悪口が、おそろしく  
 ある日 涙を流してはいたくありません  
 もう一度 小さなことでも  
 やさしい気持ちで 生きていきたいと思います  
 悪いやり方で 生きていけません  
 相手の立場で 生きていけません  
 一人ひとりの 大切な「いのち」

いじめをなくそう、  
いのちを守ろう。

24時間子供SOSダイヤル(いじめ相談電話)  
電話: **019-623-7830**  
メール相談: [fureai@pref.iwate.jp](mailto:fureai@pref.iwate.jp)  
アドレス: [fureai.pref.iwate.jp](http://fureai.pref.iwate.jp)  
ふれあい電話(平日9:00～17:00)  
電話: **0198-27-2331**

生命の尊重といじめ防止等のポスター  
岩手県・岩手県教育委員会

中学校・高等学校向け

「いのち」を愛し、守る人になるために



あなたの学校に「いじめ」はありますか？  
 「いじめ」は身のまわりの  
 普通の場合にもかかっています  
 いじめ、自分自身に関わっていませんか？  
 誰かと話さずとも、  
 相手の心を傷つけていませんか？  
 SNS等を扱うとき、  
 誰かの存在をわざと無視していませんか？  
 何か行動を起こすとき、  
 誰かが早く悪いと思ってくれていませんか？  
 インターネットを使うとき、  
 誰かの悪言をうつしていませんか？  
 あなたは誰かを「いじめ」たことはありますか？  
 「いじめ」は誰か一人の問題です  
 「いじめ」は誰か一人の問題です  
 いじめ、自分自身と向き合ってみませんか？  
 「いじめ」をやり、我慢する人ではなく  
 「いじめ」を愛し、守る人になるために

いじめをなくそう、  
いのちを守ろう。

24時間子供SOSダイヤル(いじめ相談電話)  
電話: **019-623-7830**  
メール相談: [fureai@pref.iwate.jp](mailto:fureai@pref.iwate.jp)  
アドレス: [fureai.pref.iwate.jp](http://fureai.pref.iwate.jp)  
ふれあい電話(平日9:00～17:00)  
電話: **0198-27-2331**

生命の尊重といじめ防止等のポスター  
岩手県・岩手県教育委員会

実際のサイズ：B1（1030mm × 728mm）